

**平成 31 年度
人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業
に係る企画提案公募要領**

大阪府では、発達障がい者を含む精神障がい者の雇用と職場定着の促進を目的に「人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は、「平成 31 年 2 月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

1 事業名

平成 31 年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業

(1) 事業の趣旨・目的

平成 30 年 4 月に発達障がい者を含む精神障がい者（以下、「精神障がい者」という。）が法定雇用率の算定基礎に加わったことに伴い民間企業における法定雇用率が 2.0% から 2.2% に引き上げられたことや、精神障がい者の新規求職者の大幅な増加など、障がい者の雇用を取り巻く環境が大きく変化している中、社会全体として精神障がい者の雇用の拡大と職場定着率の向上に向けた取組みが重要となっています。

しかし、精神障がい者の障がい特性の知識不足や理解不足から、企業での雇用に対する理解が進んでおらず、また、精神障がい者は状態変化が長期間にわたるため、長期的な職場定着支援が必要とされるなど、企業における雇用環境は整備されていないのが現状です。

本事業では、前年度の「人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業」で得られた企業ニーズ等を踏まえ、精神障がい者が働く企業での体験型研修や障がい特性等を学ぶための研修を実施し、精神障がいに対する正しい理解と職場内の協力体制を築くことにより、精神障がい者の積極的な雇用や職場定着の向上を図ります。

(2) 事業概要

別紙、「仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

3,612 千円（税込）

2 スケジュール

平成 31 年 2 月 18 日（月曜日）	公募開始
平成 31 年 2 月 26 日（火曜日）	説明会開催
平成 31 年 3 月 5 日（火曜日）	質問受付締切
平成 31 年 3 月 20 日（水曜日）	提案書類提出締切
平成 31 年 3 月 26 日（火曜日）	選定委員会
平成 31 年 4 月下旬	契約締結
平成 31 年 5 月 7 日（火曜日）	事業開始（予定）
平成 32 年 3 月 31 日（火曜日）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に主たる事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者((1)キに掲げる者を除く。)又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者((1)キに掲げる者を除く。)でないこと。
- (8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律123号)第43条(第44条、第45条の特例を含む)に規定する法定雇用障がい者数以上の障がい者を雇用していること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

平成31年2月18日(月曜日)午後2時から平成31年3月15日(金曜日)まで
(土曜日及び日曜日を除く。午前10時から午後6時まで)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ

住 所: 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館11階

電話番号: 06-6360-9077

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、雇用推進室 就業促進課ホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/advance31.html>)からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

平成31年3月18日(月曜日)から平成31年3月20日(水曜日)まで
<受付時間> 午前10時から午後6時まで【最終日は正午まで】

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

力 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（以下書類は応募代表者が提出するものとする。）

- ア 応募申込書（様式1：8部、うち押印したものは1部）
- イ 企画提案書（様式2：8部）
- ウ 応募金額提案書（様式3：8部）
- エ 事業実施体制の組織表（様式自由：8部、各構成員の役割分担等が明示されているもの）
- オ 事業実績申告書（様式4：8部、うち押印したものは1部。過去3年間において、同種又は類似する事例に取り組んだ実績があれば記載すること。）

カ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書（様式5：1部）
- ② 共同企業体協定書の写し（様式6：1部）
- ③ 委任状（様式7：1部、構成員が支店等である場合で代表者から支店長等に委任する場合のみ）
- ④ 使用印鑑届（様式8-1又は様式8-2：1部）

なお、この事業を目的として構成された共同企業体で企画提案する場合は、添付書類ア～ケは、共同企業体すべての構成員について提出すること。

キ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

◆添付書類

ア 定款又は寄付行為の写し（1部、3ヶ月以内の日付で原本証明してください。）

イ ①法人登記簿謄本（履歴事項証明書）（1部）

- ・法人の場合に提出してください。
- ・発行日から3ヶ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3ヶ月以内のもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明書（1部）

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3ヶ月以内のもの
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3ヶ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・大阪府内に主たる事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

オ 障害者雇用状況報告書の写し等（1部）

ア 常用雇用労働者数が45.5人以上の事業主の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が45.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し

・平成30年6月1日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

- ・インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。

イ 常用労働者の総数が45.5人未満の事業主の場合

（「様式10 障がい者の雇用状況について」1部）

カ 直近の「概算・確定保険料申告書」の写し（1部）

キ 直近2年間の「労働保険料領収書」の写し（1部）

ク 最新の営業・事業活動がわかる報告書等（1部）

会社概要・事業報告書等

ケ 業務に携わる者の資格等の証明（1部、仕様書の「6 事業の内容及び提案を求める事項」の「III 事業の実施体制」にある業務に携わる者の資格・経験で定める資格等の写し及び、経歴を示すもの（経歴書又は職務経歴書）

コ その他事業実施に必要な要件が証明できる書面（1部）

提出部数：正本1部（様式1に代表者印を押印したもの）と副本7部、合計8部を提出すること。

添付書類は各1部提出すること。

（3）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

（4）応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

（5）その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はカラー刷り（8部中、原本を含む5部）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞

「平成31年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業」提案書
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会の開催

(1) 開催日時

平成31年2月26日（火曜日）午前11時15分から午後0時15分まで

※来館の際は公共交通機関をご利用ください。

(2) 開催場所

エル・おおさか本館 11階 セミナールーム（所在地：大阪市中央区北浜東3-14）

(3) 申込方法

ア 参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先、参加人数を記載の上、電子メールで申し込みこと。

イ 「件名」の始めに「【説明会申込：アドバンス研修事業】」と明記してください。

ウ 口頭、電話による申し込みは受け付けません。

エ 会場の都合により、応募者1者につき2名までお願いします。

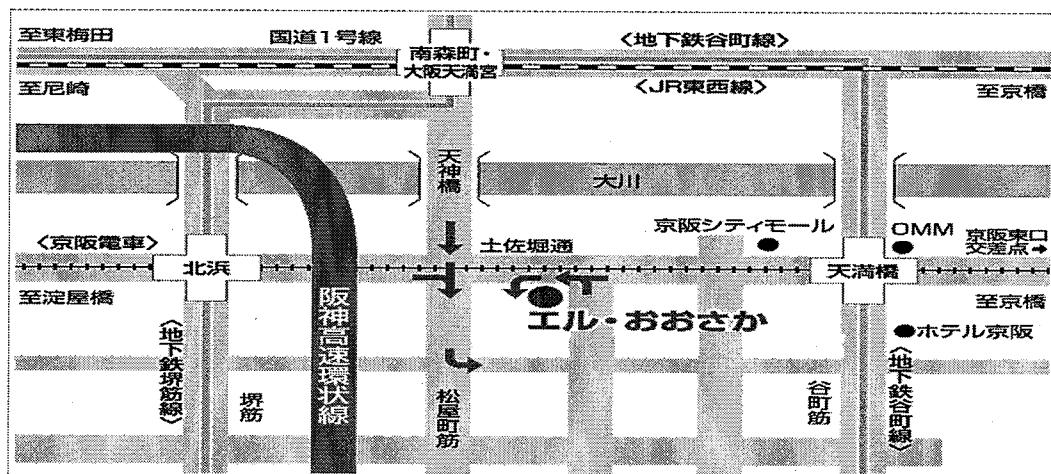
(4) 説明会への申込期限

平成31年2月21日（木曜日）午後5時まで

(5) 電子メールアドレス：shugyosokushin-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp

※エル・おおさかの地図（配布・受付場所及び説明会会場）

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14



■最寄駅 ●京阪・Osakametro 谷町線「天満橋駅」より西へ300m

●京阪・Osakametro 堀筋線「北浜駅」より東へ500m

6 質問の受付

(1) 受付期間

平成31年2月26日（火曜日）から平成31年3月5日（火曜日）午後6時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：shugyosokushin-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 「件名」の始めに「【質問：アドバンス研修事業】」と明記してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

ただし、電子メールの着信確認のみで、電話での質問は一切受け付けません。

(確認先：大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ

電話：06-6360-9077)

ウ 質問への回答は就業促進課ホームページに掲示し、個別には回答しません。

※ホームページアドレス

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/advance31.html>

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2) の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。（※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準8(5) 参照のこと）

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

オ 提案目標数が、仕様書「6【事業目標】」の目標数を下回る提案は採択しません。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業目的及び 事業内容 〔別紙、仕様書 6 参照〕	<p>(1) (研修ア)、(研修イ)について、事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。</p> <ul style="list-style-type: none">精神障がいや発達障がいの特性、職場定着に関する知識が十分にあるか。提案内容は、精神障がい者の職場定着の状況、課題を十分理解したものであるか。提案された研修内容は、精神障がい者を正しく理解し、職場で協力体制を築き職場で雇用管理を行うセンターを作り出す提案内容となっているか。(研修ア) 職場適応援助研修について 提案された①から③のカリキュラムはそれぞれの研修目的に沿った効果的な内容であるか。(研修イ) 体験型研修について 提案された①から②の体験研修内容は研修目的に沿った効果的な内容であるか。 <p>(2) 提案内容は、一般的な啓発事業ではなく、精神障がい者雇用をより具体的に進めていく誘導事業となっているか。</p>	25点

事業実施にあたっての計画等 〔別紙、仕様書 6 II 参照〕	(1) 事業計画が適切に構築されており、スケジュールは具体的で実現性があるか。 ・具体的な目標設定のもと、効果的な実施が見込めるかどうか。 ・提案内容は、目標受講者数 100 名の達成が見込める内容か。	20 点
	(2) 職場体験受入れ先企業（事業所）の確保について、効果的な手法が示されているか。また幅広い精神障がい者の従事業務の確保が見込めるか。 ・事業周知、受講企業募集について、効果的な手法が示されているか。	20 点
	(3) 精神障がい者の職場定着支援等の実績が、提案内容を確実に実施するに足るものであるか。	5 点
事業実施体制 〔別紙、仕様書 6 III 参照〕	・事業計画を確実かつ効果的に実施する体制を備えているか。 ・精神障がい者の就労や職場定着の経験豊富なスタッフを複数配置するなど、事業実施可能な体制を整えているか。	10 点
府施策への協力	府の労働施策（公正採用選考人権啓発推進員の設置、大阪企業人権協議会・おおさか人材雇用開発人権センター、障がい者サポートカンパニーへの加入・加入予定状況）への対応状況。	3 点
	障がい者の雇用状況	2 点
価格点	《価格点の算定式》 満点(15 点) × 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	15 点
合計 100 点		

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を雇用推進室 就業促進課ホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/advance31.html>) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

*品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 *申込順

③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める事。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

ただし、大阪府と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令第162条第6号及び大阪府財務規則第45条第2号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとします。

なお、契約金額の一部については、仕様書に定める事業目標の達成状況に基づく実績支払いとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。
この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。
この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>

担当部局

大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ

所在地：大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 11 階

電話：06-6360-9077

別紙1

特記仕様書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府への報告及び管轄警察署への届出(以下「報告・届出」という。)を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、大阪府に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ隨時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

(第6第2項関係) 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件例

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

(第8 (1) 関係) 個人情報管理台帳 (例)

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報が記録されている媒体・数量	(例) 紙〇〇枚、F D〇〇枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) 〇〇室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	

作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。

III 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の2点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入れ時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元（派遣元）企業が大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(用語の定義)

- (1) 「受注業者」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「入札参加停止措置中の者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者
又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- (3) 「出向社員等」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。

ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「子会社」とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第2条第3号に定めるものをいう。また、「親会社」とは法第2条第4号に定めるものをいう。

様式 1

受付番号

平成 年 月 日

大阪府知事 様

**「平成 31 年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業」
企画提案公募**

応 募 申 込 書

応募者	
企業名等	
代表者役職・氏名	(印)
所在地	〒
連絡窓口	
氏名（ふりがな）
所属（部署名）	
役職	
所在地	〒
電話番号 (代表・直通)	
FAX番号	
メールアドレス	

様式2

**「平成31年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業」
企画提案公募**

企 画 提 案 書

記入日	平成 年 月 日
1 企画提案名	
2 応募事業者名 企業名等	
3 見積額 金 円 (消費税及び地方消費税含む)	
4 企画提案書のアピールポイント 企画内容のアピールポイントを記載してください。	

※仕様書6【提案を求める事項】の内容を記載してください。

(1)

■府施策への協力について

※下記の設置・加入状況の有無について、（「有」「無」のいずれかに○をつけてください。）

○公正採用選考人権啓発推進員の設置の有無（有・無）

○大阪企業人権協議会の加入の有無（有・無）

○おおさか人材雇用開発人権センター【C-STEP】の加入の有無（有・無）

○障がい者サポートカンパニーの加入の有無（有・無）

様式3

「平成31年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業」
企画提案公募

応募金額提案書

事業者名	
------	--

提案金額合計	円 (消費税及び地方消費税含む)
--------	---------------------

□内 訳（※各項目は例示です。適宜修正してください）

人件費	①人件費	円
事業費	②旅費	円
	③使用料(会場・設備使用料等)	円
	④広報・PR関係経費	円
	⑤備品リース料	円
	⑥その他事業費	円
一般管理費	⑦一般管理費 ※一般管理費＝ (人件費+事業費) × 一般管理費率	円 (一般管理費率 %)
	合 計	円

- 消費税及び地方消費税を含む金額で記載してください。
- 積算内訳を別途添付して下さい。
- 一般管理費率の算出根拠となる資料を別途添付してください。

様式 4

**「平成 31 年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業」
事業実績申告書**

業務名	発注者	実施年月	業務の概要	その他成果

上記については、事実と相違ありません。

事業者名

代表者氏名

(印)

様式 5**共同企業体届出書****代表構成員****大阪府知事 様**

『平成 31 年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業』に係る企画提案公募について、下記の者と合同で参加します。

なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員を取りまとめ、大阪府に対する企画提案公募及び契約に係る一切の責任を負うものとします。

所在地**商号又は名称****代表者職氏名****印****構成員 1****大阪府知事 様**

『平成 31 年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業』に係る企画提案公募について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帶して責任を負うものとします。

所在地**商号又は名称****代表者職氏名****印****構成員 2****大阪府知事 様**

『平成 31 年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業』に係る企画提案公募について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帶して責任を負うものとします。

所在地**商号又は名称****代表者職氏名****印**

様式 6

『平成31年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業』 に係る業務委託 共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、大阪府が発注する『平成31年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業』に係る業務委託（以下「本件業務委託」という。）を共同連帶して受託することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、この存続期間を経過しても当企業体に係る本件業務の請負契約の履行後〇ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

3 当企業体が大阪府との間で本件業務について契約できなかった場合には、当企業体は第1項の規定にかかわらず、大阪府が本件業務委託について他者と契約を締結した日に解散する。

(構成員の名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。（支店の場合は支店名）

1 名称

2 名称

3 名称

4 名称

5 名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本件業務委託の受託に関し、当企業体を代表して、次の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限。
- (2) 代表者の名義をもって見積、入札、契約の締結、委託代金の請求及び受領に関する権限。
- (3) 入札及び委託代金の受領に関する復代理人の選任についての権限。
- (4) 当企業体に属する財産を管理する権限。
- (5) その他本件業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限。

(業務分担額)

第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務委託の遂行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、本件業務委託の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の経費の分配)

第11条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配をうけるものとする。

(共通費用の分担)

第12条 本件業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて運営委員会で定めるものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第13条 構成員がその分担業務に関し、大阪府、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、大阪府及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(受託途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ当企業体が本件業務委託を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち受託途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、発注者の指示に従い本件業務委託を完成する。

(受託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうちいずれかが受託途中において破産又は解散した場合は、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成させるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 17 条 当企業体が解散した後においても、成果品につきかしがあったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書の定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか _____ 社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 _____ 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ ㊞

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ ㊞

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ ㊞

様式 7 (構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任)

委 任 状

平成 年 月 日

大阪府知事様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私儀 (職 氏名) を代理人と定め、
「平成31年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業」に
係る委託契約に関し、下記の権限を委任いたします。

記

1. 共同企業体結成に関する一切の件
2. 共同企業体の代表構成員に権限を委任する件
3. 委任期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

(注) 委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

様式8－1 (代表構成員が代表取締役の場合)

使　用　印　鑑　届

平成　　年　　月　　日

大　阪　府　知　事　様

○○××共同企業体

代表構成員

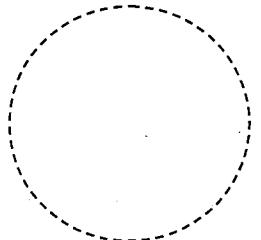
所　在　地

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 代表取締役 △△ △△ (実印)

私は、下記の印鑑を『平成31年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業』に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 入札参加資格確認申請について。
2. 見積、入札、契約の締結に関すること。
3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
4. 請負代金の請求及び受領について。
5. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

様式 8-2 (代表構成員が受任者の場合)

使　用　印　鑑　届

平成　年　月　日

大　阪　府　知　事　様

○○××共同企業体

代表構成員

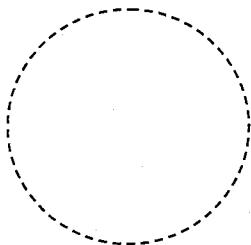
所　在　地

商号又は名称　○○株式会社 △△支店

役　職　氏　名　△△支店長 □□ □□ (印)

私は、下記の印鑑を『平成31年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業』に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 入札参加資格確認申請について。
2. 見積、入札、契約の締結に関すること。
3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
4. 請負代金の請求及び受領について。
5. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

様式9

誓 約 書

「平成31年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業に係る企画提案公募要領」に規定する企画提案公募参加資格をすべて満たしていることを申告します。

必要な資格を満たしていないことが判明したときは、提案内容が失格となり、契約解除に伴う違約金の支払い、入札参加資格停止等の措置を受けても、異議を申し立てません。

大 阪 府 知 事 様

平成 年 月 日

受託者 所 在 地
商号又は名称

代表者職氏名

(印)

(共同企業体の場合は、代表企業が提出すること。)

様式 10

**障がい者の雇用状況について
【常用労働者の総数が45.5人未満の事業所が記入】**

(事業名) 平成31年度 人事担当者のための精神・発達障がい者
雇用アドバンス研修事業

(企業・団体名)

障がい者雇用状況(平成30年6月1日)	
常用雇用労働者の総数(A)	人
常用雇用障害者の総数(B)	人
雇用率(B/A * 100)	%

様式 11

(元請用)

事業名 : _____

誓 約 書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の府の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、大阪府の公共工事等を受注するに際して、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪府から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例及び大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき、大阪府ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私が大阪府暴力団排除条例第10条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪府に提出します。
- 六 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明し、大阪府から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

大阪府知事 様

平成 年 月 日

- ・所在地
- ・事業者名
- ・代表者
- ・代表者の生年月日

印